



適正課税に向けた取組

税関では、輸入申告された貨物に係る関税や消費税等を徴収しており、適正かつ公平な関税等の徴収に取り組んでいます。

申告納税方式の採用

税関では、輸入申告された貨物に係る関税や消費税等を徴収していますが、これを適正に運用するため様々な制度を導入しています。関税は、従前は税関が納めるべき税額を計算し納税者に通知する「賦課課税方式」を採用していましたが、貿易量が増加する中、貨物を迅速に通関するため、昭和41(1966)年に納税者自身が納めるべき税額を計算して納税する「申告納税方式」が採用されることとなりました。

(参考) 所得税、法人税、相続税には、昭和22(1947)年の税制改正により、申告納税方式が採用されていました。

平成元(1989)年には消費税が導入され、保税地域から引き取られる外国貨物を課税対象として消費税が課税され、税関がこれを徴収することとなりました。また、輸入取引について、申告は個々の引取りの都度行うものとするものの、担保の提供を条件に輸入の日の翌日から3か月以内は消費税の納期限の延長を認めることとなりました。

(参考) 国内取引については、一定期間内にまとめて消費税を申告・納付することとされています。

納付手段の多様化、スマートフォンによる電子納付も可能に

関税や消費税等の納付手段についても、時代の流れに合わせ多様化が進められています。かつては現金で税関や金融機関の窓口で納付していましたが、政府全体の電子化推進の方針を踏まえ、平成16(2004)年には税関においても、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)などとマルチペイメントネットワーク(ATM、インターネットバンキングなどを利用して納付する方法)を接続することにより、インターネットなどを利用した電子納付を可能とするためのシステムを整備しました。

平成20(2008)年には、関係機関の協力のもと、国庫納付に係る電子決済インフラが整備されており、納税者の一般口座から直接、口座振替による納付を行うことが可能となったことから、輸入(納税)申告と同時に納税者の預金口座から直接納付するリアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)を、平成20(2008)年にSea-NACCS、平成22(2010)年にAir-NACCSに導入しました。

また、最近の取組として、キャッシュレスの環境整備に係る政府全体の方針を踏まえ、入国旅客等の利便性の向上及び通関手続の円滑化を更に進めるため、令和3(2021)年7月からは、一部の空港で、入国旅客等の携帯品の通関手続における関税や消費税等の納付においてスマートフォン決済アプリを利用した納付を開始、令和4(2022)年2月からはクレジットカードを利用した納付を可能としました。

税関における適正かつ公平な関税等の徴収に向けた取組は、納税環境の整備だけでなく、輸入事後調査(⇒44ページ)や犯則調査に加え、事前教示制度も重要な取組であり、最後に少し紹介します。

事前教示制度

事前教示制度とは、輸入者やその関係者が、輸入申告の際に必要な、貨物の品目分類(税番)、原産地規則、関税評価及び減免税の取扱いを輸入に先立って税関に対し照会し、回答を受けることができる制度です。これにより、貨物の輸入通関に向けて、税番や原産地などの情報がすでに得られている状態となるため、適正かつ迅速な申告が可能となり、早期に貨物を受け取ることができるようになります。また、適用される関税率もあらかじめ把握できることから、原価計算がより確実に行えるなど、輸入者にとっては、事業計画を立てやすくなるなどのメリットがあります。

税関で徴収する関税や消費税等の額は、日本の国税収入の約15.5%(令和3(2021)年度)を占めており、税関は重要な徴収機関です。150年間の経験を生かしつつ、これからも税関の使命である「適正かつ公平な関税等の徴収」を確保するため、積極的に取り組んでいきます。

表 1: 税関における租税収入額の推移

(単位: 百万円)

年度	関税	消費税	消費税及び地方消費税	その他内国消費税等 ¹
明治 14 (1881) 年度	3	—	—	—
明治 24 (1891) 年度	5	—	—	—
明治 34 (1901) 年度	14	—	—	—
明治 44 (1911) 年度	49	—	—	—
大正 10 (1921) 年度	101	—	—	—
昭和 6 (1931) 年度	114	—	—	2
昭和 16 (1941) 年度	87	—	—	6
昭和 26 (1951) 年度	12,441	—	—	11,391
昭和 36 (1961) 年度	139,119	—	—	43,222
昭和 46 (1971) 年度	449,769	—	—	27,186
昭和 56 (1981) 年度	811,080	—	—	521,368
平成 3 (1991) 年度	1,020,504	989,312	—	995,761
平成 13 (2001) 年度	901,578	4	2,162,131	882,915
平成 23 (2011) 年度	874,227	—	3,522,626	1,227,821
平成 30 (2018) 年度	1,073,622	—	6,628,304	1,384,485
令和元 (2019) 年度	944,343	—	6,916,812	1,374,242
令和 2 (2020) 年度	821,364	—	7,010,051	1,290,210
令和 3 (2021) 年度	896,148	—	8,889,783	1,376,802

¹ 「その他内国消費税」には、酒税、たばこ税及びたばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税があります。

適正課税に向けた取組

時代のニーズに応じた納付しやすい制度の導入や新しい納税環境の整備にも取り組んできました

